



海上システムにおける航空貨物の取扱いについて

2012年9月27日
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)

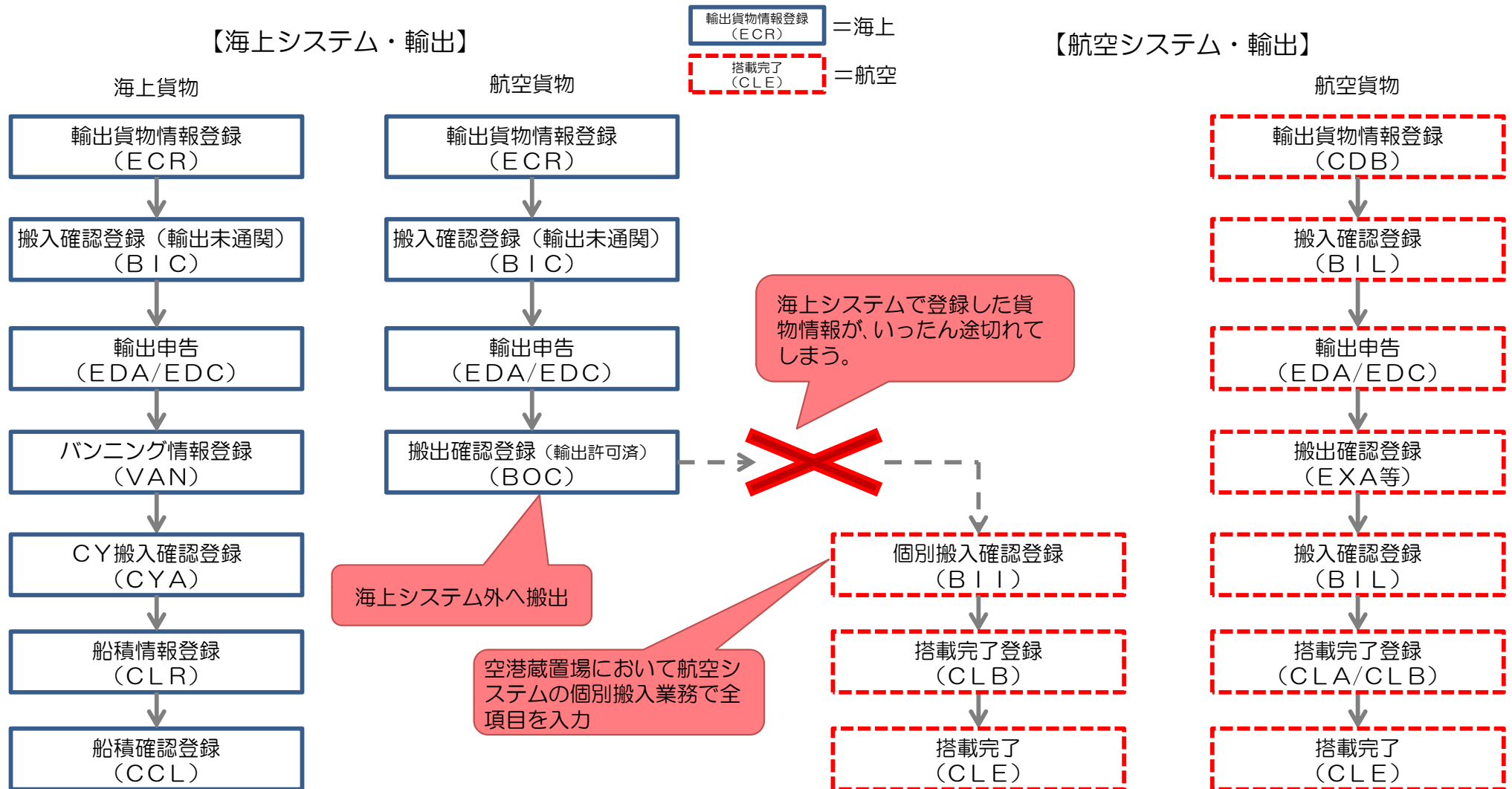
1. 海上システムにおける航空貨物の取扱いについて

第2回合同WGにおいて提案した「海上・航空貨物情報連携の考え方」に対し、WG委員から提出された意見等を基に検討をした結果、「海上システムにおける航空貨物の取扱いについて」は、以下のとおり見直しを行う。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	海上システムにおける航空貨物の取扱いについて	
2. 現行仕様	<ul style="list-style-type: none">・航空システムでは航空貨物のみを取り扱いであるのに対して、海上システムでは海上貨物及び航空貨物の取り扱いが可能である。・海上システムでは、航空貨物を登録して輸出入申告まで行うことが可能である。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	<ul style="list-style-type: none">・NACCSは、上流から下流までの一気通貫型のシステムで、一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、現在、以下のパターンの処理があり、メリットが活かされていない。<ul style="list-style-type: none">⇒海上システムで航空貨物を登録した場合は、輸出入申告まで実施可能であるが、搭載等の後続業務を行うことができない。⇒航空システムで到着した貨物を海上システムで輸入通関処理をする場合、海上システムでシステム外搬入の手続きを行う必要がある。	
4. 次期仕様	<ol style="list-style-type: none">①海上システムで航空貨物を扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することにより、一気通貫処理を原則とする。②イレギュラーケースとして、以下の2ケースについては、システムにおける連携機能を提供する。<ul style="list-style-type: none">・当初海上貨物として輸出する予定であったが、航空機で搭載することになった輸出貨物・当初海上貨物として日本に船卸され、航空機で搭載する仮陸揚貨物	
5. その他		

1. 輸出貨物における問題点等の整理

海上システムで航空貨物を登録し輸出許可まで受けた後、空港蔵置場に向けて保税運送し、空港で搭載業務を行う場合、搭載蔵置場ではシステム外からの搬入扱いとなる。システム外搬入業務による航空システムへの入力作業が必要なため、誤入力のおそれがあるとともに、搬入時の登録作業に時間を要するなど、システムのメリットが十分に活かされていない。



2. 海上システムで輸出航空貨物を扱うデメリット

海上システムで航空貨物を登録し、輸出許可を受けた後に空港搭載蔵置場に運送して搭載業務を行う場合、以下のデメリットがある。

比較項目		海上	航空	デメリット
入力項目		39項目	23項目	海上システムは入力項目が多く、また多くの項目を入力しても、航空システムには引き継げない(参考1)
登録単位	貨物登録業務	1件ずつECR業務で登録	50件ずつCDB業務で登録	海上は1件ずつしか登録できない(参考2)
	搬入業務	1件ずつBIC業務で登録	1件ずつBII業務で確認するかBIL業務で搬入伝票またはLDR単位で50件までまとめて登録	海上は1件ずつしか登録できない(参考2)
	搬出業務	BOC業務で20件まとめて登録	EXA業務で20件まとめて登録。MAWBとのリンクを登録していればMAWBも可能	登録件数は同じであるが、海上はMAWB-HAWB貨物の登録ができない
搭載蔵置場における搬入業務		システム外搬入としてBIIで1件ずつ全項目を入力	システム内としてLDR番号単位で入力	情報がいったん切れるので、一気通貫のメリットがない システム外搬入による航空システムへの入力作業が必要なため、誤入力のおそれがあるとともに、搬入時の登録作業に時間を要する

(参考1) 入力項目

海上システムと航空システムでは、以下のとおり貨物情報登録業務の入力項目が異なる。

航空貨物のみ入力している項目

搬入伝票関連

搬入伝票に関連する項目を入力する。

航空貨物代理店関連

航空貨物代理店に関連する項目を入力する。

海上貨物のみ入力している項目

重量・個数関連

航空貨物は、重量は「KG」、個数もナンバー（NO）のみであるが、海上はKGM、TNE、LBRの3種類、個数も包装種別コード（77コード）から選択することとなっているほか、容積も入力している。

荷受形態・荷渡形態

海上貨物は、輸送形態によって、荷受形態コード・荷渡形態コードを入力している。

記号・番号

海上貨物は、記号番号を入力している。

船舶コード・船舶名

海上貨物は、予定船舶コード・予定船舶名のほか、航海番号や入港年月日を入力している。

社内整理番号等

海上貨物は、輸出貨物情報登録業務を行う時点では、貨物を特定するためのキー項目がないため、NACCSで輸出管理番号を払いだしてキー項目として利用しているが、この番号と荷主や入力者の管理情報とをリンクさせるため、社内整理番号や荷主リファレンスナンバー、入庫番号を入力している。

CDB（航空貨物）の入力項目

搬入予定年月日
搬入予定保税蔵置場
搬入伝票作成要否
航空貨物代理店
搬入伝票番号
AWB番号（50回繰返し）
貨物識別
搬入個数
搬入重量
積込港
仕向地
航空会社
混載業
代理店営業所
通関依頼先
輸出申告予定年月日
MAWB番号
貨物種別
総個数
総重量
許可・承認等番号
特殊貨物番号
品名

以上23項目

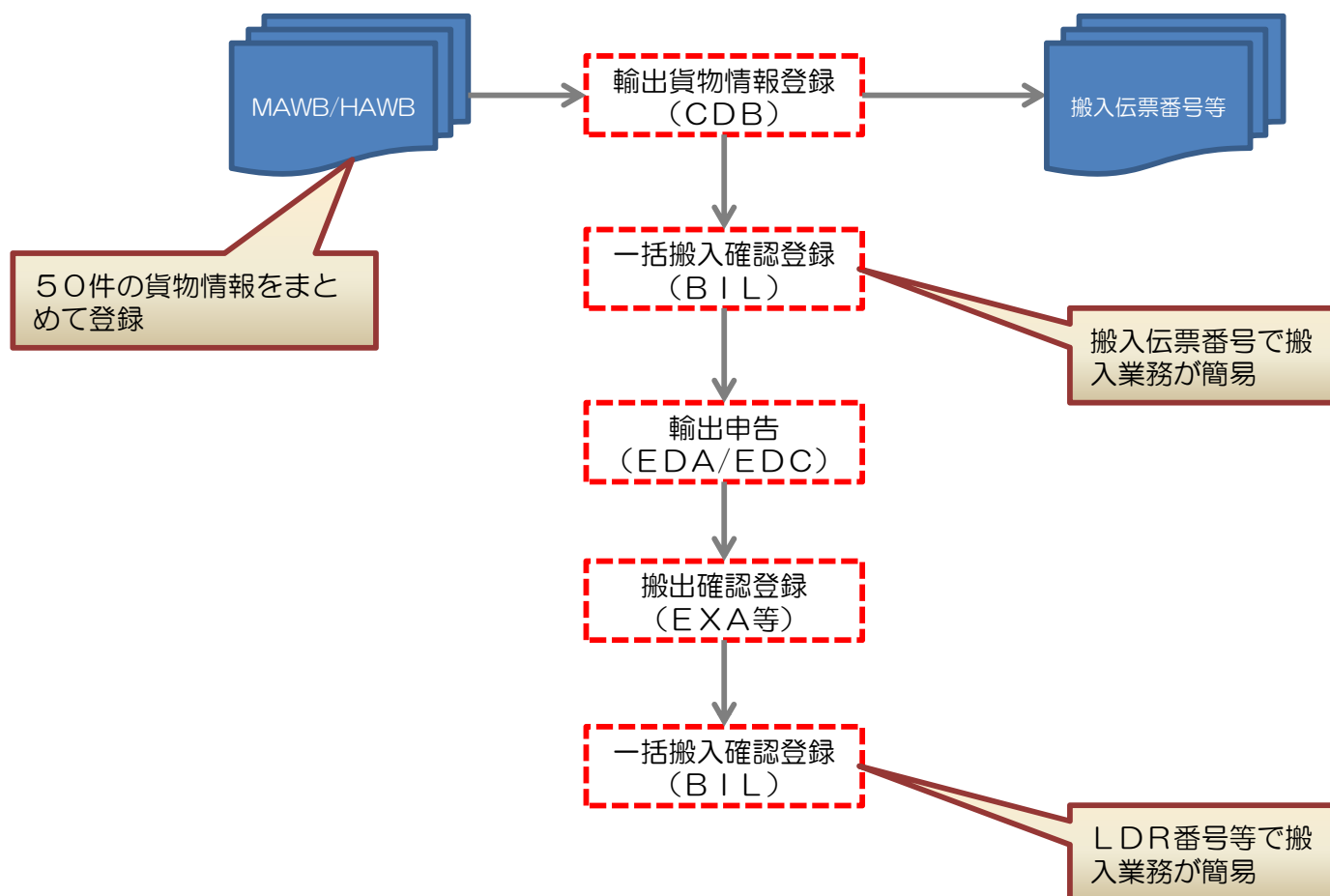
ECR（海上貨物）の入力項目

処理区分コード
N-S/I番号
輸出管理番号
輸出者コード
輸出者名
申告予定者コード
品名
総個数
個数単位コード
総重量
重量単位コード
総容積
容積単位コード
船会社コード
積載予定船舶コード
積載予定船舶名
航海番号
入港年月日
積出港コード
出港予定年月日
船卸港コード
荷受形態コード
荷渡形態コード
社内整理番号
荷主リファレンスナンバー
記事
最終仕向地コード
ブッキング番号
危険貨物等コード
貨物種別
搬入予定先コード（5回繰返し）
搬入予定年月日
経由地コード
搬入予定個数
搬入予定重量
搬入予定容積
記号番号
入庫管理番号
搬入個数

以上39項目

(参考2) 処理方式

航空貨物は、小口貨物が多いため、1回のCDB業務で50件のAWBをまとめて登録が可能である。
また、それらをまとめた搬入伝票を作成する機能があり、搬入確認業務はLDRでまとめて行うことができる。
さらに通関蔵置場からの搬出業務は混載仕立業務を行うことにより、MAWB番号単位で行うことが可能である
のに対し、海上では1件ずつの処理、入力が必要である。

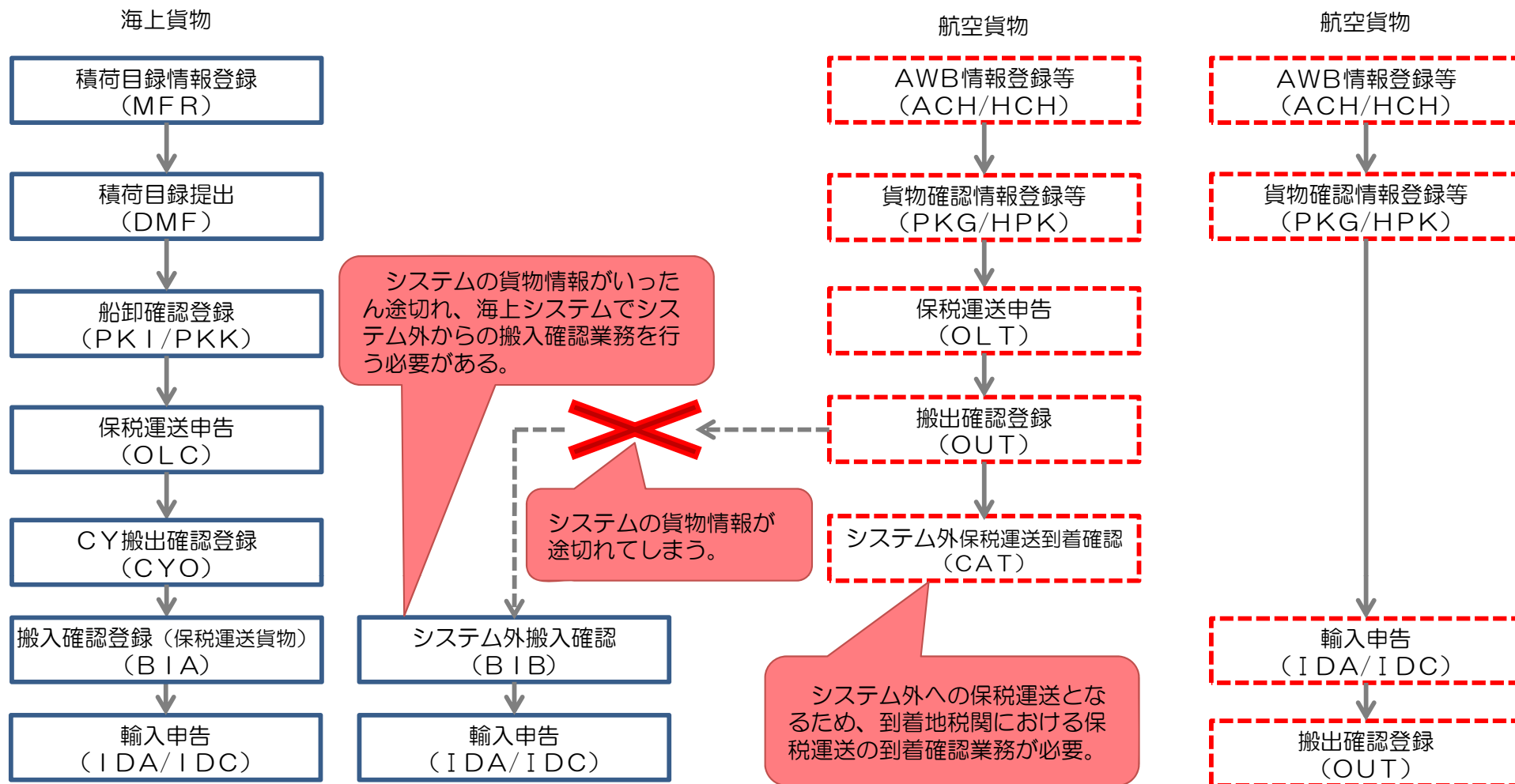


3. 輸入貨物における問題点等の整理

航空貨物として到着し、航空システムで貨物情報登録をしたのち、海上システムでシステム外搬入をしてから輸入通関・許可を受ける。海上システムでは、システム外搬入確認業務による入力作業が必要となるため、誤入力のおそれがあるとともに、搬入時の登録作業に時間を要するなど、システムのメリットが十分に活かされていない。

【海上システム・輸入】

【航空システム・輸入】



4. 次期NACCSにおける方針

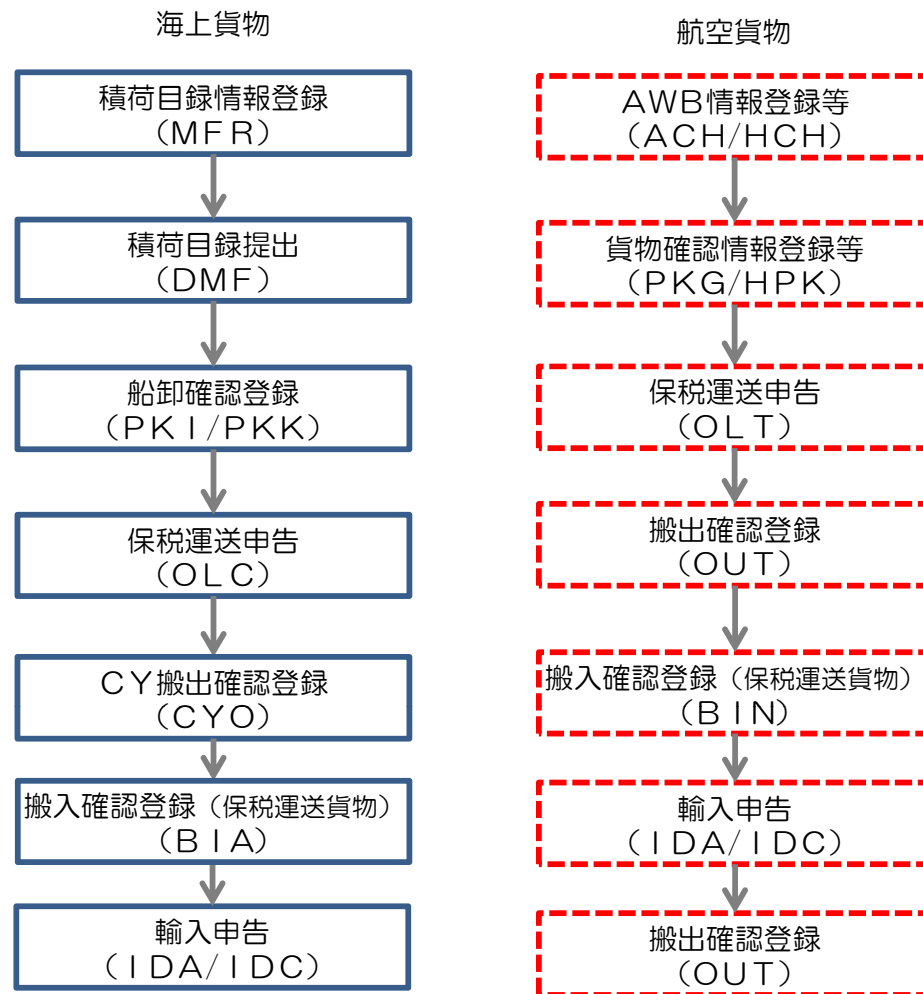
海上システムにおける航空貨物の取り扱いを廃止し、航空貨物は航空システム、海上貨物は海上システムで処理する。

このため、現在、海上システムで航空貨物を扱っている利用者は、輸出入に関する業務を航空システムで実施するための対応が必要となる。

【輸出】



【輸入】



5. イレギュラーケースへの対応

航空貨物は航空システム、海上貨物は海上システムで処理することが大前提となるものの、イレギュラーケースとして、以下の2ケースについては、システムにおける連携機能を提供し、利便性を向上させる。

【イレギュラーケース①】

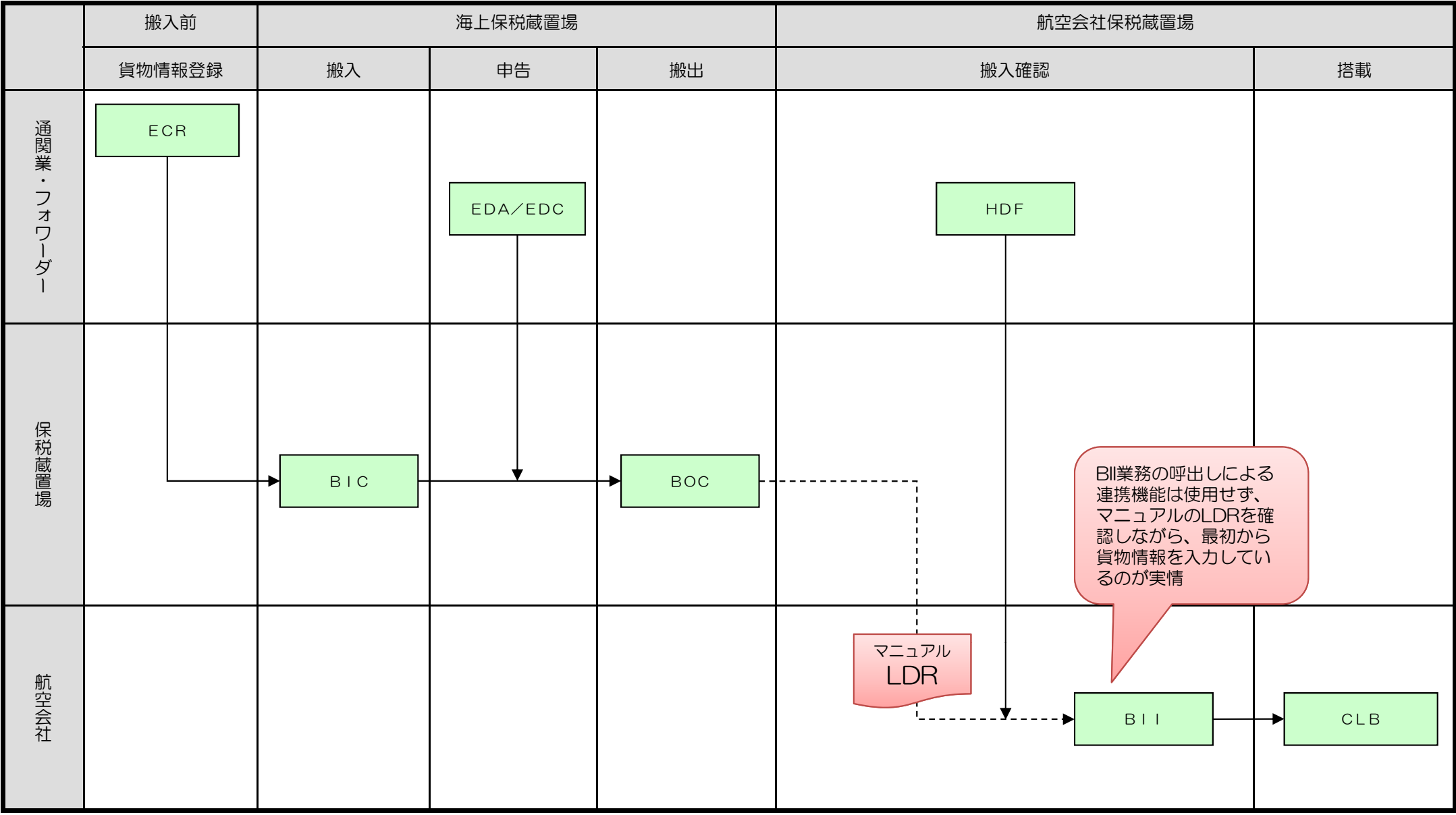
当初海上貨物として輸出する予定であったが、航空機で搭載することになった輸出貨物

【イレギュラーケース②】

当初海上貨物として日本に船卸され、航空機で搭載する仮陸揚貨物

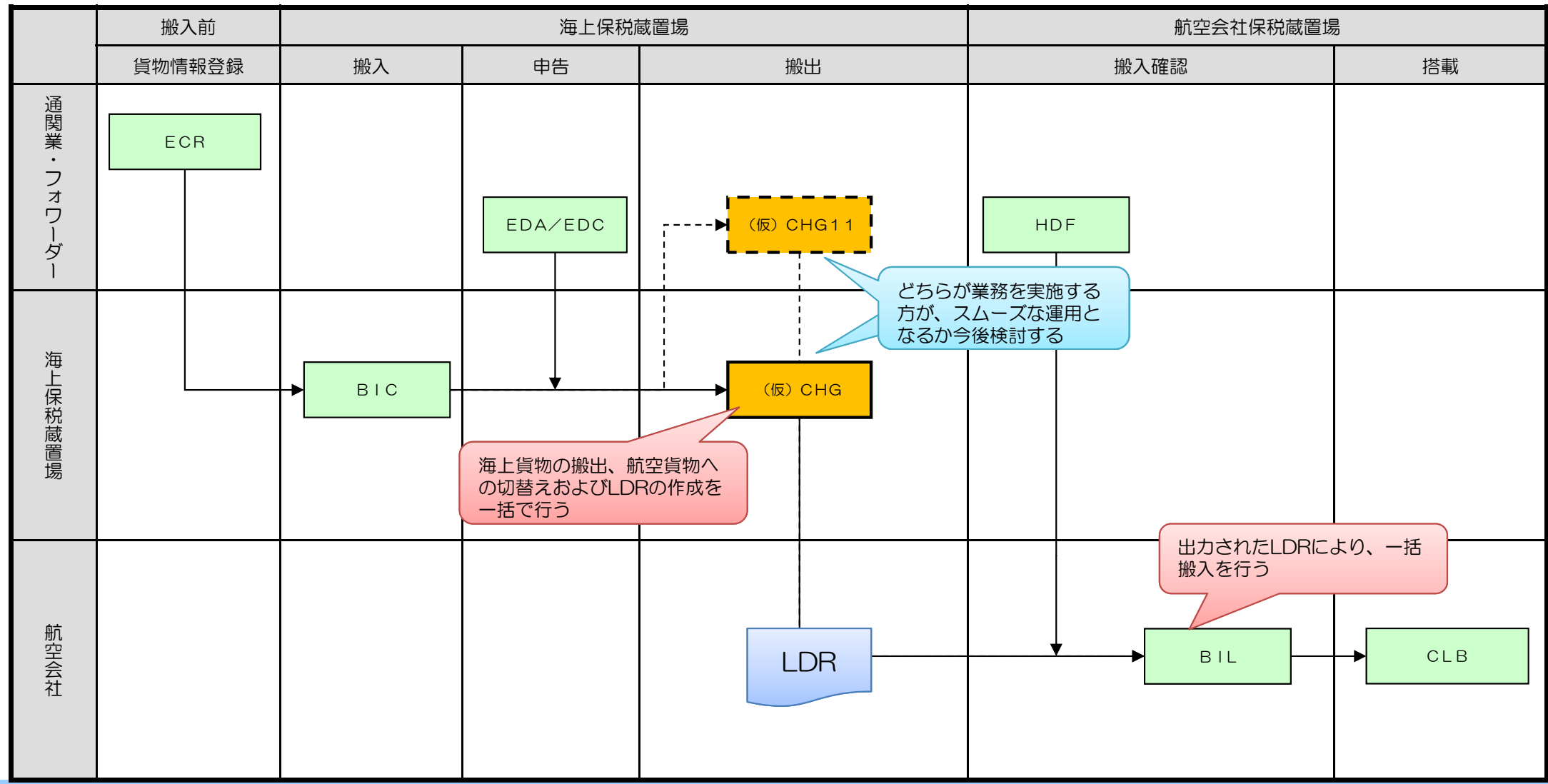
6. イレギュラーケース①の現行フロー

◆ 当初海上貨物として輸出する予定であったが、航空機で搭載することになった輸出貨物の現行フロー



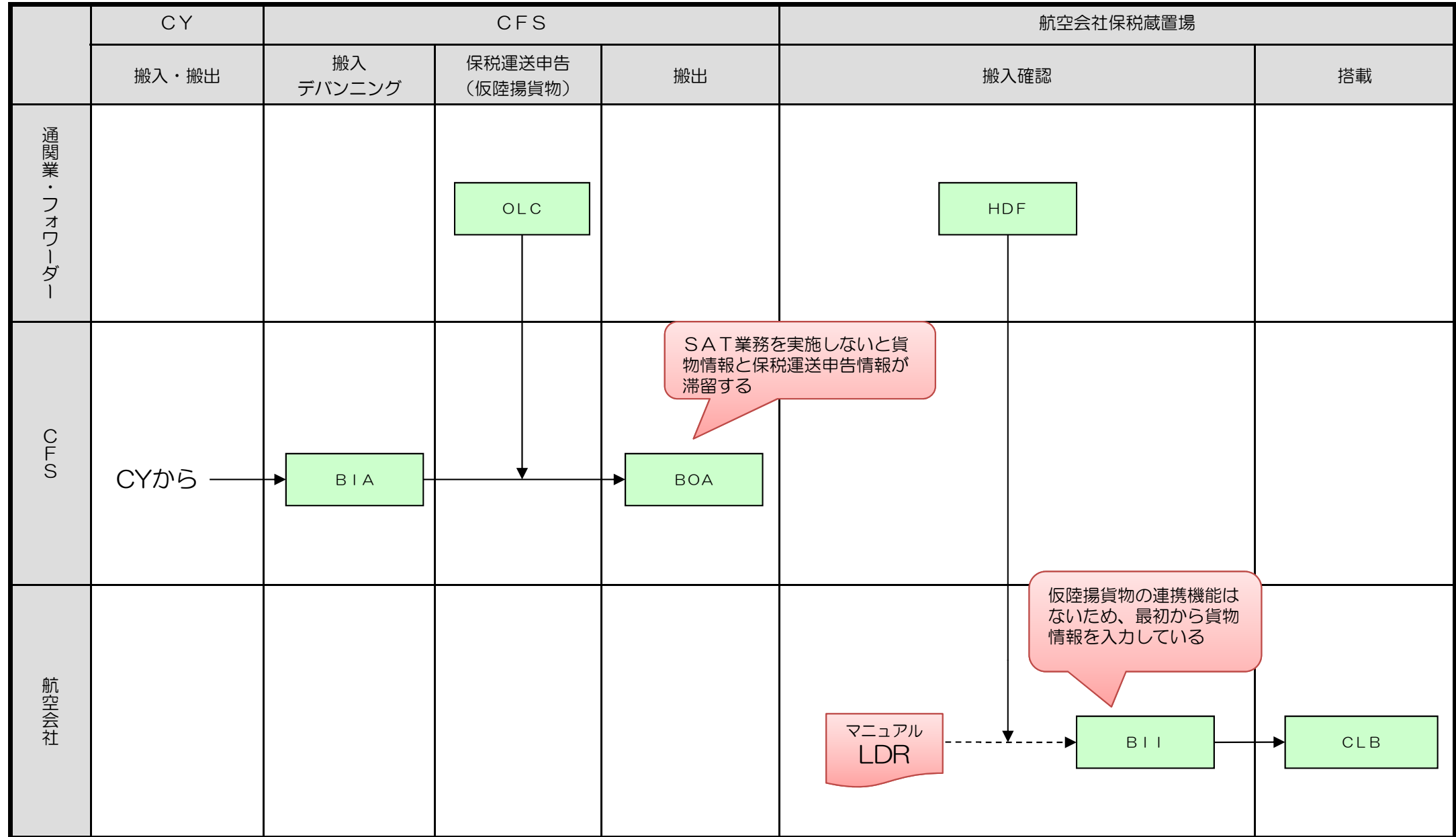
7. イレギュラーケース①の次期フロー

- ◆ 当初海上貨物として輸出する予定であったが、航空機で搭載することになった輸出貨物について、海上貨物の搬出、航空貨物への切替えおよびLDRの作成を一括で行う海空連携業務を新設する。
- ◆ なお、当該新規業務について、通関業・フォワーダーか保税蔵置場のどちらが実施するかは今後検討する。



8. イレギュラーケース②の現行フロー

◆ 当初海上貨物として日本に船卸され、航空機で搭載する仮陸揚貨物の現行フロー



9. イレギュラーケース②の次期フロー

- ◆ 当初海上貨物として日本に船卸され、航空機で搭載する仮陸揚貨物について、輸出貨物と同様に、海上貨物の搬出、航空貨物への切替えおよびLDRの作成を一括で行う海空連携業務を新設する。

